

第 18 号議案

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定に係る臨時代理の承認について

下記のとおり臨時に代理した不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定については、これを承認する。

令和元年 7 月 4 日

滋賀県教育委員会

記

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を制定することについて、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和 63 年滋賀県教育委員会規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和元年 6 月 25 日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「日本工業規格 A 列 4 番」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

- (1) 滋賀県教育財産管理規則（昭和 40 年滋賀県教育委員会規則第 9 号）別記様式第 2 号
- (2) 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則（平成 14 年滋賀県教育委員会規則第 5 号）別記様式第 1 号から別記様式第 2 号までの様式、別記様式第 6 号、別記様式第 7 号、別記様式第 10 号および別記様式第 11 号その 1 から別記様式第 11 号その 8 までの様式
- (3) 滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則（平成 6 年滋賀県教育委員会規則第 13 号）別記様式 3 号から別記様式第 6 号までの様式および別記様式第 8 号
- (4) 滋賀県教育委員会が行う情報公開に関する規則（平成 13 年滋賀県教育委員会規則第 1 号）別記様式第 1 号
- (5) 滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則（平成 7 年滋賀県教育委員会規則第 13 号）別記様式第 2 号、別記様式第 2 号の 2、別記様式第 11 号、別記様式第 11 号の 2、別記様式第 19 号および別記様式第 19 号の 2
- (6) 教育職員免許状に関する規則（昭和 36 年滋賀県教育委員会規則第 1 号）別記様式第 1 号、別記様式第 2 号、別記様式第 4 号から別記様式第 13 号までの様式および別記様式第 19 号から別記様式第 23 号までの様式
- (7) 滋賀県文化財保護条例施行規則（昭和 32 年滋賀県教育委員会規則第 7 号）別記第 1 号様式、別記第 3 号様式から別記第 8 号様式までの様式、別記第 10 号様式、別記第 11 号様式および別記第 13 号様式から別記第 18 号様式までの様式

付 則

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。